

インドネシア共和国 (Republic of Indonesia)

通 信

I 規制機関等

1 通信情報省 (MCIT)

Ministry of Communications and Information Technology

Tel.	+ 62 21 384 4227
URL	https://www.kominfo.go.id/
所在地	Jalan Medan Merdeka Barat 9, Jakarta 10110, INDONESIA
幹 部	Johny Gerald Plate (大臣 / Minister)

所掌事務

2005年1月31日、「大統領令2005年第9号」、同第10号により情報通信分野を所管する省庁が再編され、旧通信情報国務大臣府と旧運輸通信省の郵電総局 (Directorate General of Post and Telecommunication : DGPT) が合併し、情報通信分野の政策策定と実施を行う機関として設立された。

2011年に省内の所掌の再編を行い、情報通信資源規格総局、情報通信事業体総局、情報技術活用総局、公共情報通信総局、人材育成研究開発庁を中心とする体制となった。

電気通信事業については、情報通信事業体総局の管轄となり、周波数は情報通信資源規格総局の担当各部の管轄である。

2 通信情報省・情報通信資源規格総局 (SDPPI)

Directorate General of Post and Information Technology System and Resources

Tel.	+ 62 21 383 5955
URL	https://www.postel.go.id/
所在地	Gedung Sapt Pesona, Jl. Medan Merdeka Barat No.17, Jakarta 10110, INDONESIA
幹 部	IR. Ismail (総局長 / Director General)

所掌事務

電気通信の発展計画の策定と規制の制定や周波数及び衛星軌道の管理、電気通信機器の標準化等を所掌している。

3 通信情報省・情報通信事業体総局

Directorate General of Posts and Information Technology Implementation

所在地	Jalan Medan Merdeka Barat 9, Jakarta 10110, INDONESIA
幹部	Ahmad M. Ramli (総局長／Director General)

所掌事務

電気通信事業者及び放送事業者への免許交付、ユニバーサル・サービス提供等を所掌している。

4 電気通信規制委員会

Telecommunications Regulatory Committee

所掌事務

「運輸通信大臣令 2003 年第 31 号」を根拠に設置された。電気通信規制機関にかかわる決定を行うことができる。政府から 2 名（情報通信事業体総局長及び情報通信資源規格総局長）と、5 名以上 7 名以下の委員で構成される。委員は ICT、法、経済、電気通信に関連した公共政策の専門家が任命される。政府外から任命された委員については、3 年の任期で、一度だけ再任が認められる。

5 電気通信規制機関（BRTI）

Indonesian Telecommunications Regulatory Authority

Tel.	+ 62 21 315 4970
URL	http://www.brti.or.id/
所在地	Menara Ravindo, 11 th Floor, Jl. Kebon Sirih, Kav. 75, Jakarta Pusat, 10350, INDONESIA
幹部	専任中（2020年1月20日時点）（規制委員会委員長／Chairman）

所掌事務

「運輸通信大臣令 2003 年第 31 号」により、2004 年 1 月に正式に発足した。電気通信規制委員会並びに情報通信資源規格総局及び情報通信事業体総局により構成され、電気通信網及びサービスの運用に関する規制・監督・調整を所掌する。電気通信規制委員会と同様に、当該機関の所掌が曖昧である点が課題となっている。

II 法令

1 1999 年法第 36 号電気通信法（Telecommunications Law No.36 of 1999）

電気通信分野の自由化を推進することを目的とし、1999 年 9 月成立、2000 年

9月より施行された。同法により、電気通信事業が電気通信網事業（設備を設置運用してサービスを提供する）、電気通信サービス事業（設備を借用してサービスを提供する）、特別電気通信事業（公共業務や国防・治安維持のために、放送等を含む電気通信サービスを提供する）の三つに区分された（第7条）。

また、同法では、主として以下を定めている。

- ・独立規制機関の設置（第5条）
- ・すべての電気通信事業者に対する免許保有の義務付け（第11条）
- ・政府による料金体系策定（第8条）
- ・消費者保護（第15条）
- ・ユニバーサル・サービス提供義務（Universal Service Obligation : USO）（第16条）

2 2016年法第19号情報及び電子商取引改正法（Information and Electronic Transaction Law No.19 of 2016）

「2008年法第11号情報及び電子商取引法（Information and Electronic Transaction Law No.11 of 2008）」の改正法で、電子商取引・契約、認証、電子署名、ドメイン名管理から個人情報保護やサイバー犯罪規制までを包含する法である。サイバー空間上の情報の取扱いが議論される中、個人情報保護やサイバー空間における規制が強化された。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

（1）民間企業の参入

1989年の法改正により、「基本サービス（固定電話による国内・国際通信サービス）」については、国営企業（現 Telekomunikasi Indonesia : Telkom、及び現 Indosat Ooredoo）との共同事業方式（Kerja Sama Operasi : KSO）等での提携を条件に、それ以外については、無条件での民間によるサービス提供を可能にした。移動体通信サービスについても、1993年にはKSO方式が認められ、参入が進展した。

Telkom が保有していた排他的事業権（1993年規制緩和の際に付与）が市内通信（2002年8月）、長距離通信（2003年8月）について終了し、Indosat に対してそれぞれの事業免許が付与された。一方、国際通信では Indosat の排他的事業権が終了し（2003年8月）、Telkom が参入した。2007年に第3の国際電話事業者 Bakrie Telecom が免許を付与されている。

2016年12月現在の主な免許数は、次の表のとおりである。

固定ネットワーク運用免許

市内	54
国内長距離	2
国際	3
専用網	173
マイクロ地域通信	2
マイクロ地域通信	2

移動ネットワーク運用免許	
陸上移動（トランキング）	2
セルラー	37
衛星移動	1
サービス運用免許	
マルチメディア・ネットワーク・アクセス	51
マルチメディア・インターネット・アクセス	255
マルチメディア・コンテンツ・プロバイダ	63
IP電話	28
データ通信サービス	11

出所：<https://www.kominfo.go.id/>

（2）外資規制

外国からの直接投資については、投資禁止事業分野や条件付きで開放される事業分野の基準・条件が「ネガティブリスト（Daftar Negatif Investasi : DNI）」（大統領規定 2016 年第 44 号）に規定されている。本政令では投資に閉鎖されている事業分野リストには「無線周波数及び衛星軌道の監視基地の管理と実施」が掲載されており、条件付きで開放されている事業分野リストは以下のようになっている。2016 年改正でインターネット関連事業の外資制限比率が引き上げられ、e コマース関連の規定が明記された。

事業分野	条件
ラジオ・テレビのコミュニティ放送機関	零細中小企業・協同組合のために留保
<ul style="list-style-type: none"> ・家屋及びビルへのケーブル設置 ・通信キオスク ・インターネット・キオスク 	零細中小企業・協同組合のために留保

電気通信網事業 ・ 固定網 ・ 移動体網	外資比率最高67%
電気通信サービス事業 ・ コンテンツ・サービス（リングトーン、プレミアムSMS等） ・ コールセンターやその他の電話付加価値サービス ・ インターネット・サービス・プロバイダ ・ データ通信システム・サービス ・ インターネット電話サービス ・ インターネット相互接続（Network Access Point: NAP）サービス、その他のマルチメディア・サービス ・ 公共用電話回線インターネット・サービス	外資比率最高67%
電気通信サービスと統合された電気通信網事業	外資比率最高67%
電気通信機器試験機関の設置	外資比率最高95%
投資額が 1,000 億IDR未満の電子システムを通じた商業取引の実施（プラットフォーム・ベースのマーケット・プレイス、daily deals、price grabber、オンライン広告）	外資比率最高 49%
ラジオ・テレビ公共放送機関（Lembaga Penyiaran Publik : LPP）	RRI、TVRI及び地域公共放送機関（Lembaga Penyiaran Publik Lokal : LPPL）といった公共放送機関にのみ認められる
通信塔の供給、管理（運営・レンタル）、建設サービス・プロバイダ	国内資本100%のみ
新聞・雑誌・ニュース発行（報道）	国内資本100%のみ
放送機関 ・ 民間放送機関（Lembaga Penyiaran Swasta : LPS） ・ 契約放送機関（Lembaga Penyiaran Berlangganan : LPB）	a. 事業の追加と開発に限る b. 外資最高 20%

出所：BKPM 資料より

2 競争促進政策

料金規制

「通信情報大臣令 2006 年第 8 号」により、コスト・ベースの接続料金制度を導入した。大臣令には、費用計算方式（長期増分費用）、会計分離、相互接続約款に関するガイドライン、紛争調停等が定められている。コスト・ベースの接続料金制度の実施に当たり、相互接続料金計算の透明性を確保するため、事業者間の相互接続トラフィックを集計し計算する機構（クリアリングハウス）制度を導入した。また、行き過ぎた料金競争を防止するために、「情報通信大臣規制 2008 年第 17 号」等によってサービス品質に関する規制を同時に開始している。2010 年には、長距離通信事業者の識別番号制度（Telkom 007、Indosat 008 等）が完全実施された。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス基金制度

島嶼からなる国土に存在する無電話村に対し、政府は、2003 年度より USO 制度を実施し、2006 年までに 5,354 村に回線を敷設した。基金は、政府予算と事業者からの納付金で構成されていた。

2007 年から制度が一新され、技術中立で、電話、SMS、低速のインターネット・アクセスのすべての町村への提供を落札者に義務付ける制度が開始された。基金は、資本コストではなく運用コストを補助する。補助対象事業者は、3 か月ごとに補助金の精算を行い、最大で 51 か月間の支援を受けることができる。基金への電気通信事業者の寄与額は、2009 年度より、免許料の一部を基金に振り替えることによって売上高の 0.75% から 1.25% に変更されている。

基金下のプロジェクトとして「村の電話を鳴らす (Desa Berdering)」プロジェクトが実施されている。同プロジェクトでは、全国を 117 の USO パッケージ地域に区分し、2008 年に入札を行い、各地域の提供事業者を決定した。一番条件の厳しい東部インドネシアが入っている USO 地域 4、5 については ICON+ (Indonesia Comnet Plus)、その他の地域は Telkomsel が落札し、整備を進行させた。同時に、「村落ドア (Desa Pintar)」と名付けられたインターネット・キオスクの設置を中心としたスマートビレッジ・プロジェクトが実施された。

Sub District レベル（町村レベル）の地方自治体でインターネット・キオスクを設置する「インターネット・センター・プロジェクト (Pusat Layanan Internet Kecamatan : PLIK)」も展開されており、2012 年 6 月までに 5,706 か所の Sub District でインターネット・センターを設置した。PLIK プロジェクトについては、USO 地域よりも細かい区割りを行って入札を実施したために、4 事業者が参画している。

2012年には2012年23号通信情報大臣規則によって、基金が使用できる範囲を拡大し、ICT分野のインフラストラクチャ整備すべてをカバーする方向での改正が実施された。これによって、基金を使用したパラパ・リングや基地局（Base Transceiver Station：BTS）の整備が可能となり、2018年末までに427か所でBTSが整備された。また、補助金を交付しているインターネット・センターの数は2018年末時点で4,133か所である。

USOプロジェクト実施機関が改組され、2018年より電気通信・情報アクセス向上機関（Badan Aksesibilitas Telekomunikasi dan Informasi：BAKTI）となった。2018年の基金額は、2兆9,000億IDRとなった。BAKTIは、自前で衛星を保有して遠隔地に対してバックボーンを提供する計画を持っている。

USOの提供範囲の変遷

2003～2004年	2006～2009年	2012年	2013年
5,354村へのユニバーサル・サービス基金での施設の整備 (約885億IDR)	ユニバーサル・サービス基金プロジェクト： 3万3,184村への電話サービス及び 5,748地域へのインターネット接続の提供	情報通信技術向け予算の一部を利用したパラパ・リング・プロジェクト： 51県／市におけるブロードバンド開発	ブロードバンド整備への活用
限定された運営及び管理の1年間の契約 政府が技術的リスクを管理 状況：失敗	5年間の契約 資産管理、運営、管理をサービス提供者が実施 (政府は技術的リスクを管理せず) 状況：実施中	ICTファンド提供・管理組合を通じて実施 通信情報省はインフラを設置 共同利用計画において選出された実施者による運営及び管理 状況：準備段階	ユニバーサル・サービス基金の予算の配分（任務）及び管理に関する調整及び国のブロードバンド・エコシステムの開発を支援する制度の強化 状況：準備段階
競争の開始段階	ネットワークの均一化段階	ブロードバンドの開発段階	ブロードバンドの促進段階

出所：RENCANA PITALEBAR INDONESIA (INDONESIA BROADBAND PLAN) 2014

- 2019より作成

(2) パラパ・リング計画

2006年11月、政府は、光海底ケーブルと陸上光ケーブルにより七つのリングを構築し、全国の34の州、440の地域を結ぶパラパ・リング計画を公表した。西部地域に偏在している光ネットワークを東部地域にまで拡張することでブロードバンド網を全国展開し、東部地域開発及びインターネット等の料金を低減することを目的としている。しかし、2008年の世界金融危機後、参加企業数は縮小し、更に、2009年以降、Telkomが単独で実施可能な区間のみの整備を行ってきた。

2015年以来、未接続の114を含む514市／県を接続するために、新規敷設分の工区を東、中央、西の三つに分けて **Kerja Sama Pemerintah-Badan Usaha**（政府及び企業共同方式、スキームは **Build-Own-Operate-Transfer** 形式）で整備を行った。2016年には、東・西・中央の各区域の工事担当事業者との調印を行い、総額7兆7,900億IDRの契約を交わした。各地域の工事担当事業者は複数企業からなるコンソーシアムであり、それぞれに代表担当事業者がいる。

2019年10月、条件が困難で最後まで整備が続いていた東工区が完成し、3万5,280kmの海底ケーブルと2万1,807kmの陸上ケーブルからなるパラパ・リング・プロジェクトの完工が発表された。大統領は、記念式典で「リングの完成は、経済セクターに発展をもたらすのみならず、社会、政治、文化、更には政府にも発展をもたらす」とし、一方でインドネシアでも増加しているサイバー犯罪やその他の悪影響を排する努力が必要だと演説した。

4 ICT政策

(1) インドネシア・ブロードバンド計画 (**Rencana Pitalebar Indonesia : RPI**)

政府は、2014年9月に大統領令2014年第96号「インドネシア・ブロードバンド計画」を公布した。計画では、eラーニング、eヘルス、電子調達、電子政府、eロジスティックスを開発の中心に据え、それを支えるためのブロードバンド基盤を構築する。2019年の目標として、都市部では71%の家庭を20Mbps以上、100%のビルを1Gbpsの固定網でカバーし、1Mbps以上のモバイル・インターネットの人口カバレッジを100%にする。また、ルーラル地域では、49%の家庭を10Mbps以上の固定網でカバーし、1Mbps以上のモバイル・インターネットの人口カバレッジを52%にする計画だった。固定網の目標実現は難しいが、モバイルについては目標以上の接続を実現した。

(2) 住民登録証の電子化

17歳以上の住民に保持が義務付けられている住民登録証 (**KTP : Kartu Tanda Penduduk**) の電子化が進行しており、e-KTPの交付が進行している。既にカード・ベースではKTP制度が確立されており、国民総背番号化が行われているため、電子化が進めば電子政府関連の施策が進展する可能性が高い。2017年末に人口の約3%が未登録だとしている。

IV 関連技術の動向

基準認証制度

情報通信資源規格総局の情報通信標準化局が基準認証の権限を有しており、「2000年政府規則第52号」に基づき、すべての電気通信機器について、技術要件を満たすことを義務付けている。基準認証の手続については大臣令「年通信大臣令2001第2号」に、技術要件の策定については大臣令「通信大臣令2001年第3号」に定められている。

機器認証システムに関する省令はこれまで2度の廃止・改定が行われており、最新の省令は「通信情報省規制2014年第18号」によって定められている。

V 事業の現状

1 固定電話

(1) 固定電話

6事業者によって市内電話サービスが提供されている。固定免許事業者には、移動に制限を設けた無線アクセス（最大同一市内通話エリア内）を固定電話サービスとして提供することが認められており、FWAによる固定電話の供給が急増した時期（2002～2010年頃）があった。移動体通信網の高速化に伴いFWAからの乗換えが顕著になってきており、各事業者は厳しい状況にある。Telkomは固定顧客数を減少させていたが、FWAへの投資をやめFTTHに資源を集中させる方向で、2015年には57万9,000の新規顧客を獲得した。

2018年にはスマトラ島やバタム島、ジャワ島、バリ島、カリマンタン島、スラウェシ島とシンガポールをつなぐ総延長距離約5,800kmのIndonesia Global Gateway Cable System 海底光ファイバ・ケーブル・システムが完成した。

(2) 衛星通信基盤

島嶼国であるため、1976年以来、衛星を保有して電気通信サービスを提供している。2018年10月現在、TelkomがPALAPA Telkom-2、Telkom-3S、メラプティを、Indosat Ooredoo（旧 Satelindo）がPALAPA Dを、Pasifik Satelit Nusantara（PSN）がNusantara1をそれぞれ運用し、サービスを提供している。

2005年打上げのPALAPA Telkom-2は、東経118度であり、Cバンドの中継器を24本装備している。2度失敗した後に2017年2月に打ち上げられたPALAPA Telkom-3Sは、東経118度であり、Cバンドの中継器を24本、拡大Cバンドの中継器を8本、これまでのシリーズには搭載してこなかったKuバンドの中継器を10本装備している。東経113度にあるPALAPA Dは、2011年に運用を終了

した PALAPA C2（東経 150.5 度）の後継機であり、C バンドの中継器を 24 本、拡大 C バンドの中継器を 11 本、Ku バンドの中継器を 5 本装備している。

2018 年 8 月に、メラプティ衛星が東経 108 度に打ち上げられ、東南アジア向け C バンド中継器 24 本、南アジア向け C バンド中継器 24 本、拡張 C バンド中継器 12 本を搭載している。本衛星は、2017 年 8 月に運用停止した PALAPA Telkom-1 衛星の代替である。また、2019 年 2 月、PSN が、東経 146 度に、C バンド中継器 26 本、拡張 C バンド中継器 12 本、Ku バンド中継器 8 本のデータ通信専用衛星 Nusantara1 衛星の打上げに成功した。

このほか、DTH に使用されている Indostar-2（2009 年 5 月打上げ 1 号の後継機）が、東経 108.2 度にある。

2 移動体通信

（1）主要事業者

主要事業者は Telekomunikasi Selular (Telkomsel)、Indosat Ooredoo (旧 Satelindo と Indosat MultiMedia Mobile)、Hutchison 3 Indonesia (ブランド名: Tri)、XL アシアタである。2018 年には規制に従った登録を行っていない SIM を大量に失効させたため、加入数が減少したが、4 社で 3 億以上の加入があり、市場シェアの約 95% を占める。2017 年以降、投資を積極的に行っている Smart Telecom (Smartfren) が、加入者数を増やしている。2007 年末の規制緩和で可能となった、サービスを自ら提供せずに基盤を設置・管理し、サービス事業者はその基盤を貸し出す共有基盤事業者も存在する。各移動体通信事業者はコストを圧縮するために、共用の電波塔を利用することを選好し、移動体通信事業者保有の電波塔が共有事業者へ売却されている。

比較審査によって交付した最初の 3G 免許については「既存の国内免許事業者と提携関係にない企業」と「加入者数 100 万以上の国際的事業者との提携、業務関係がある企業」という条件が付けられたため、国内の主要事業者は参加できなかった。しかし、免許事業者 (Cyber Access Communication、Natrindo Telepon Selular) のサービス開始が遅れ、政府は、2006 年 2 月に既存事業者の参加を認めた周波数オークションを実施した。また、ネットワーク敷設や人口カバレッジの達成に条件を付けて、達成されない場合の罰則も強化された。その結果、Telkomsel と Excelcomindo (現 XL アシアタ) が 2006 年 9 月より、Indosat が 2006 年 11 月より、比較的小規模な Natrindo Telepon Selular (2014 年、XL アシアタに合併) が 2007 年 2 月より、Hutchison 3 Indonesia (Hutchison 3) が 2007 年 3 月より W-CDMA 方式でサービスを開始した。

2014 年 10 月 4G 網の運用が許可され、12 月には Telkomsel が商用サービスの提供を開始した。各社ともに大都市から順次サービスを開始し、2018 年末には村落レベルで 82.98% をカバーしたとしている。

政府が 5G に使用する周波数帯域を確保するための調整等を行う一方で、各事業者が試験を進めている。例えば Telkomsel は、2018 年のアジア大会の競技会場で実施し、ショールームを開設している。

(2) 仮想移動体通信 (MVNO)

2013 年 5 月に BRTI は、全国規模でインターネット網を整備することの難しい移動体通信事業者は帯域免許を国に返納し、MVNO 事業者になるべきだ、と提言した。特に、狭い帯域の割当てしか持たない事業者は MVNO を検討し、また、通信情報省令 2001 年第 21 号により補助を受けることができる。

賛否両論が存在する中、政府は 2014 年 9 月に「インドネシア・インターネット網計画 2014-2019」を発表し、国内での MVNO 事業の整備を開始した。それを受けて 2016 年 3 月に Smartfren の設備を使用して Bakrie Telecom が MVNO 事業者として初めて誕生した。しかし、同社は、2019 年に経営不振から、サービス提供を停止した。

MVNO については、法的な枠組みに関し、係争があった。旧 Indosat とその子会社の PT Indosat Mega Media (IM2) 間で、IM2 がインターネット・サービスを提供するために、2.1GHz 帯の使用に関する協力協定を結んだが、これについて、2.1GHz の不正使用及びこれによる政府の財政的損失を引き起こした罪で、IM2 の元取締役が提訴された。

MCIT と BRTI は、IM2 案件は合法であると判断し、Indosat と IM2 の協力協定を支持したが、2014 年 10 月の最高裁判決で被告の有罪が確定した。

最高裁判所の判決を受けて、MCIT は、司法委員会に訴状を提出し、裁判官が検察官の説明のみを採用し、MCIT の見解を無視しているとして、裁判官の行動規範違反の申立てを行った。

3 インターネット

インターネット接続サービス関連免許数よりも、実際にサービスを提供している事業者数は少なく 130 社程度とされている。モバイル・インターネットが普及する以前は Warnet と呼ばれる日本におけるインターネット・カフェに近い店舗が、インターネット接続普及の中心的な役割を担ってきた。2018 年末時点で、ブロードバンドの加入者数は 1,310 万程度と推計されており、2015 年の事業者による競争と特に都市部における需要の拡大により加入が伸びつつある。

最初の段階では、Telkom が 2001 年から ADSL の商用サービスを開始した。首都圏では、ケーブルテレビ事業者がインターネット接続サービスを提供しており、FirstMedia や、Telkomvision がケーブルテレビ・サービスとインターネット接続とのバンドル・サービスを提供している。Telkom やケーブルテレビ事業者は、首都圏や大都市を中心に IP 化、光化を進行させている。また、2016 年から MyRepublic が積極的に FTTH サービスを販売している。

2009年7月に8事業者に対してWiMAX免許が付与され、2010年から順次商用サービス開始が開始された。政府はこれによって、ブロードバンド利用可能地域の拡大と40～50%の料金低下が見込めるとした。当時の免許事業は、802.16dベースに指定されていたため、可搬性が確保できず問題化していたが、2012年4月、政府は802.16eでの整備を認めた。

移動体通信事業者も4G網を使って、様々な無線ブロードバンド・サービスを提供している。2013年11月には首都圏においてLippoグループがLTEの商用サービス「BOLT!」を開始したほか、2016年1月に同グループは衛星を使った諸島・遠隔地域向けの新サービスを発表した。XLアジアタやIndosat Ooredooも無線インターネット接続サービスを提供している。なお、「BOLT!」に関しては、周波数使用料の不払いがあったため、2018年12月に免許が取り消され、「BOLT!」利用者はSmartfrenに移行した。

4 新成長サービス

無線アクセスの高速化により、インターネットへの接続が向上しているために、様々なサービスが展開され始めている。2025年にはインターネット経済の規模が1,330億USD、うち、電子商取引に関しては、820億USD規模になると予測されている。また、政府が積極的に関与してインターネット関連企業を育成しようとしており、ユニコーンと目される企業がGo-Jek（配車アプリ）、Traveloka（旅行専門情報・電子商取引）、Tokopedia（電子商取引）、Bukalapak（電子商取引）、OVO（電子決済）というように5社存在する。

VI 運営体

1 PT Telekomunikasi Indonesia Tbk (Telkom)

Tel.	+62 22 8086 3539
URL	https://www.telkom.co.id/
幹部	Ririek Adriansyah (CEO)

概要

1991年に国営の運営体から国有の株式会社に移行し、1995年には上場を果たした。競争導入以降も数多くの子会社を抱える国内最大の総合通信事業者である。2018年12月末現在で、政府が52.09%の普通株と黄金株を1株保有している。

2 PT Indosat Ooredoo Tbk. (Indosat Ooredoo)

Tel.	+62 21 3000 3001
URL	https://indosatooredoo.com/
幹部	Ahmad Al-Neama (President Director and CEO)

概要

1967年に外資との合弁で設立され、一時は国有化されていたが、1994年に株式を上場した。国際通信サービスの排他的事業権の失効の代わりに、市内・長距離通信市場に参入した。2003年11月に Satelindo 等を統合し、それ以降は移動体通信を主要事業と位置付けている。2018年末現在で、Ooredoo Asia Pte. Ltd. (旧カタール・テレコム) が65%の株式を所有している。なお政府は14.29%の普通株と黄金株を1株保有している。

3 PT Telekomunikasi Selular (Telkomsel)

Tel.	+62 21 524 0811
URL	https://www.telkomsel.com/
幹部	Setyanto Hantoro (社長 / President Director)

概要

国内最大の移動体通信事業者で、1995年に設立され、1997年よりサービスを提供している。2018年末現在、65%の株式を Telkom、35%をシングテル・モバイル (Singtel Mobile) が保有している。

4 その他の主な通信事業者

事業者	URL	特徴
XL アシアタ	https://www.xl.co.id/	マレーシアのアシアタが66.4%株式を保有。2014年に当時市場シェア第5位のAXISを買収。
Smartfren Telecom	https://www.smartfren.com/	Mobile-8とSmart Telecomの合併会社。2011年5月に合併が承認。
Hutchinson 3 Indonesia	https://tri.co.id/	香港のハチソンがタイのCPから60%を譲り受け、65%を保有している。2007年3月から「Tri」のブランドでサービスを提供。

放 送

I 監督機関等

1 通信情報省 (MCIT)

(通信 / I - 1 の項参照)

所掌事務

情報通信事業体総局が許認可を所掌するほか、公共情報通信総局が政府広報等を担当している。

2 インドネシア放送委員会 (KPI)

Indonesia Broadcasting Commission

Tel.	+ 62 21 634 0713
URL	http://www.kpi.go.id/
所在地	Gedung Komisi Penyiaran Indonesia Jl.Ir. H. Djuanda No.36, Jakarta 10120, INDONESIA
幹部	Agung Suprio (中央KPI委員長/Chairman)

所掌事務

「2002年改正放送法」に基づき、放送に関する独立規制機関として設置が規定され、2004年11月から業務を開始している。コンテンツ規制の権限を持ち（放送の許認可権は持たない）、放送ガイドラインの策定、放送規制実施状況の監視等を実施する。中央政府が設置する中央 KPI と、州政府が設置する州 KPI がある。中央 KPI の委員 9 名は、国会で選任され、任期は 3 年間である。

II 法令

2002年法第32号改正放送法

「2002年改正放送法」は、2002年11月に可決、2003年1月に施行された。第1部：総則、第2部：原則、目的、機能及び方針、第3部：放送関係機関、第4部：放送の実施、第5部：放送実施に関するガイドライン、第6部：社会的役割、第7部：責任、第8部：制裁、第9部：査察、第10～12部：その他諸規定等で構成されている。

同法には、報道の自由、人権への配慮、外資規制の緩和（20%以下）、外国番組の放送時間制限（総放送時間の40%まで）、KPIの設置等が規定されている。

政府と議会の間で議論が行われた結果、通信情報省が事業免許や放送事業者の所有について権限を有し、放送委員会がコンテンツ規制の権限を有することになった。

III 政策動向

1 免許制度

外資規制

「2002年改正放送法」は第17条において外資規制を緩和し、外資比率上限を20%までとしている。その結果、大規模案件として、2005年9月に香港 STAR TV が、多くの地域をカバーしている Andalas Televisi (AN-Teve) への20%の投資を実施した。また、当初51%の投資が計画されていたマレーシアの ASTRO による直接衛星放送事業者 Direct Vision への投資についても20%の投資が実施された。この投資に関しては、Direct Vision の倒産により解消された。

2 公共放送関連規制

Televisi Republik Indonesia (TVRI) は、2002年に広告放送を行う特殊公共放送局となったが、倒産に直面し、2003年4月より株式を国が所有する有限責任会社となった。経営体制の変更により、広告放送を全面的に実施することが可能になった。

Radio Republik Indonesia (RRI) と TVRI は視聴料、寄付、年次予算、広告収入を財源とすることになっている。視聴料の徴収は難しく、広告収入も多くないことから、実際には政府予算によって運営されている。

3 コンテンツ規制

報道に関する規制緩和を受け、KPI は、2004年8月に「2002年改正放送法」に基づいて、放送内容に関するガイドライン案を発表した。ガイドライン案は、情報統制を想起させるものとして各方面からの議論を呼んだ末に、年末から実施された。

2006年2月より、放送法の厳格な適用が開始され、KPI が性的、暴力的な内容を放送した地上放送局を刑事訴追できるようになった。また、地上放送局は政府の許可なく、外国事業者の作成したニュースを放送することを禁止された。

2010年以降、ネット上の好ましくないコンテンツの規制が大きな議論となり、政府や KPI は問題サイトへのアクセスを通信事業者により遮断する等の措置を行っている。OTT (Over The Top) 事業者に対し、2016年より、宗教の冒とくや民族差別を含むコンテンツの提供を禁止するといった規制が実施されている。2018年は、MCIT が把握しているもので、年間91万件程度の不適切サイトが存在した。

4 地上デジタル放送

2007年3月に DVB-T 方式を採用する旨の通信情報省令を制定し、2008年8月に TVRI がフィールド・トライアルを開始し、2009年5月に民放にも実験を拡大した。2010年12月にジャカルタ、バンドン、スラバヤ、バタム島での TVRI によるデジタル放送が開始された。2012年7月には全国を15ゾーンに分けたうちの5ゾーン（うち4ゾーンで、人口の約6割を占めるジャワ島全体をカバー）を対象にした民放局による地上デジタル放送免許の入札結果が公表され、2012年10月に民放による地上デジタル放送が開始された。

政府は 2017 年 12 月の地上デジタル放送への完全移行を決定していたが、地上デジタル放送移行に関する政令に対する最高裁による法令違反及び違憲の判決等の影響で完了しなかった。判決は 2011 年の第 11 号の「地上デジタル放送による周波数使用料の実装に関する修正」が、放送法及び電気通信法、憲法に違反していたことによる。同政令は、2014 年 26 号の政令が定められた際に廃止となった。

デジタル地上放送については、2017 年末現在、ジャカルタ首都圏、バンドン、ジョグジャカルタ、バリ、メダン、バタム、バンジャルマシン、マカッサル等、12 地域で民間事業者を含めて実施され、42 地域では TVRI が実施している。2019 年 10 月に通信情報大臣が、段階的なアナログ停波の完全実施を 2024 年に設定しなおすことを発表した。

IV 事業の現状

1 ラジオ

遠隔ルーラル地域では、ラジオが主なメディアであり、公共放送 RRI、商業放送のほか、大学、軍の放送やコミュニティ放送も実施されている。2018 年には、2,129 局あり、その大半（2016 年度 93%）が FM 局である。また、多くがジャワ島で放送を行っている。

2 テレビ

TVRI が 1962 年に国営放送を開始し、1989 年から商業放送事業者がサービスを開始し、13 事業者が広域で放送を実施している。大手商業放送事業者は Indosiar Visual Mandiri (Indosiar)、Surya Citra Televisi Indonesi (SCTV)、Rajawali Citra Televisi Indonesia (RCTI) である。

1998 年以降メディアに対する規制緩和が進行したことで、放送局数や放送時間が拡大し、TVRI を含め 4 社の体制であったものが 2016 年には 13 のメディア・グループが競争するまでになり、放送局間の競争が激化している。2018 年には、1,014 の TV 局が存在している。

3 衛星放送

MNC Vision (旧 Indovision) が、1994 年から直接衛星放送を実施し、1997 年からはデジタルでの放送を開始しており、2019 年 3 月末現在の加入者数は約 300 万とされている。2008 年 8 月には、AoraTV が 10 チャンネルで放送を開始した。また、2007 年 7 月から電気通信最大手 Telkom の子会社 Telkomvision が国内初のプリペイド・サービスを開始したが 2013 年にこの事業を売却し、現在は TransVision となっている。2013 年 9 月、First Media 傘下の IMTV がスカパー JSAT の衛星を活用した BIGTV の放送を開始し、2014 年 12 月、Global Mediacom 系の新有料放送局 SindoTV が事業を開始した。有料放送の契約者全体の数は

2016年の時点で725万件である。

4 ケーブルテレビ

2017年時点で有料放送事業者が311あり、そのうち92%はケーブルテレビである。

First Media 傘下の HomeCable（旧 Kabelvision）、Transvision（旧 Telkomvision）、Indosat Mega Media 等がサービスを提供しており、HomeCable と Telkomvision の 2 社が市場を主導している。視聴が可能な地域は首都圏、スラバヤ、バリといった大都市か観光地に限られ、加入数についても HomeCable がインターネット接続と合わせて100万程度（2016年）である。

V 運営体

1 公共放送事業者インドネシア共和国ラジオ（RRI）

LLP Radio Republik Indonesia

Tel.	+62 21 384 9091
URL	http://www.rri.co.id/
幹部	Mohammad Rohanudin（総局長／Director General）

概要

RRI は、旧国営ラジオ放送局で、国内に99局を擁し3系統の放送を行っているほか、「インドネシアの声（Voice of Indonesia）」の呼称で8言語による国際放送も実施している。

2 公共放送事業者インドネシア共和国テレビ（TVRI）

LLP Televisi Republik Indonesia

Tel.	+62 21 570 4720
URL	http://www.tvri.go.id/
幹部	専任中（2020年1月20日時点）（総局長／President Director）

概要

1962年設立の旧国営放送事業者で、1系統（首都圏では2系統）で全国ニュース、宗教及び教育番組を提供する公共放送事業者である。デジタル放送では全国、地方、文化、スポーツの四つのチャンネルを有する。従前は国土の約82%で視聴可能とされたが、設備の老朽化によりカバレッジが人口の約30%に低下。その後、ITTS プロジェクト（第1フェーズ）により人口の約80%（国土ベースでは42.5%以下）が視聴可能になるまで回復した。2015年に開始されたITTS プロジェクト（第2フェーズ）では2019年までに人口の約88%を視聴可能とすることを目指している。

3 主要地上テレビ事業者

事業者	URL	特徴
RCTI	https://www.rcti.tv/	1989年開局の最初の民放、Global MediacomがMedia Nusantara Citraを通じて所有。民間最大のネットワークで人口の約80%をカバーしている。Global Mediacom系列には、ほかにMNCTVとGTVがある。
SCTV	https://www.sctv.co.id/	1990年開局、EmtekグループのSurya Citra Mediaの放送部門。ドラマやバラエティ等に強い。RCTIと視聴率競争を行っている。
Indosiar	https://www.indosiar.com/	1995年開局、Salim財閥系だったが、Surya Citra Media傘下に入った。バラエティ番組に人気がある。
ANTV	https://www.antvklik.com/	1993年開局、Bakrieグループ傘下企業で、ほとんど全国をカバーしている。2005年9月に香港のSTAR TVが20%の資本参加を発表した。

4 MNC Vision

PT MNC Sky Vision

Tel.	+ 62 21 582 8000
URL	https://mncvision.id/
幹部	Hari Susanto（経営最高責任者／President Director）

概要

1994年から、国内衛星を利用して直接衛星放送を開始した事業者で、1997年2月からはデジタル放送に移行した。2009年には新しい衛星を打ち上げ、旧衛星からの切替えを行っている。Media Nusantara Citraと同様にMNC Media傘下にあり、2017年12月に、MNC Visionにブランド名を変更した。加入数は2019年3月末時点で約300万とされている。

電 波

I 監督機関等

1 監督機関

通信情報省・情報通信資源規格総局（SDPPI）

（通信／I－2の項参照）

所掌事務

電波監理は、情報通信資源規格総局の各部局が所掌しており、主な業務は以下のとおりである。

- （1）資源管理局（Directorate of Resource Arrangement）
 - ・周波数資源管理と衛星軌道登録管理
 - ・周波数の調和
- （2）資源運用局（Directorate of Resource Operations）
 - ・周波数利用管理と無線運用者認証
 - ・周波数利用許可
- （3）郵便情報技術資源機器管理局（Directorate of Control of Resources and Equipment of Post and Information Technology）
 - ・周波数監視システムの管理
 - ・周波数管理情報システムの管理
 - ・周波数及び郵便情報技術資源機器監視及び制御
- （4）郵便情報技術機器標準化局（Directorate of Standardization of Post and Information Technology Equipment）
 - ・郵便及び情報技術機器の標準化
- （5）電気通信機器試験センター（Telecommunication Equipment Testing Center：BBPPT）
 - ・電気通信機器試験の実施と試験機器性能の試験と評価
 - ・電気通信機器試験、電磁両立性試験機器の保守と較正
- （6）無線周波数監視部（Technical Implementation Unit of Radio Frequency Spectrum Monitoring）
 - ・発射源の監視・特定と周波数の監視の実施
 - ・周波数スペクトルの使用違反の調査と制御
 - ・周波数帯への干渉に対する苦情処理
 - ・科学的評価の実施と周波数スペクトルの試験・測定

2 標準化機関

郵便及び電気通信関連の機器の標準化については、情報通信資源規格総局の郵便情報技術機器標準化局（Directorate of Standardization Post and Information Technology Equipment）が担当している。

II 電波監理政策の動向

1 免許制度

電波監理は SDPPI の各部局によって実施されており、免許は基本的には周波数分配表及び周波数利用の規定に従って認可されている（「大統領令 2000 年第 53 号」第 18 条の規定）。

無線局免許については、「大統領令 2000 年第 53 号」第 4 条から第 31 条で規定されている。また、免許手続及び運用の規定については、省令で規定されている。

利用申請を受け、適切な帯域の申請かどうか、申請された周波数に空きがあるかどうかを審査したうえで、技術試験が開始される。技術試験に合格した場合には、周波数データベースに登録が行われ、正式な免許交付手続に入る。通信情報省は、周波数利用権料と行政コストの請求を行い、それらの手続が完了すれば正式免許の交付となる。

「大統領令 2000 年第 53 号」第 3 部第 22 条で、「個々の目的、特殊なサービス、限定された無線通信システム、ポイント・ツー・ポイント無線通信システム等特定の通信の運用にかかわる周波数利用の免許申請は、原則として免許や運用許可を含める必要はない」と規定し、免許不要制度を採用している。

2 周波数割当制度・電波再配分制度

周波数分配表に従って、適正な申請があった場合には、先着順で周波数が割り当てられる。3G 用の周波数といった特定のサービスについては、透明性や公平性を確保した比較審査方式によって免許が交付される。

2006 年に初めて 2.1GHz 帯の 3G オークションを実施、Telkomesel、XL アシアタ、Indosat が落札した。2011 年には 2100MHz 帯の既存事業者の所有周波数を再編成して作成したブロックのオークションを 2013 年に実施、Telkomsel が 1970-1975MHz/2160-2165MHz と XL アシアタが 1975-1980MHz/2165-2170MHz の周波数を獲得した。

なお、4G についてはオークションを実施せず、2014 年 12 月には GSM 用として割り当てられた 900MHz 帯を、2015 年には 1.8GHz 帯を LTE に割り当て、1800MHz 帯での LTE を推進するとともに 900MHz 帯とのキャリア・アグリゲーションも許可することとして、1800MHz 帯を利用する事業者の商用サービスが開始されている。

2016 年 11 月には、これまで 2G と 3G しか許可されてなかった 450MHz 帯における技術中立性を承認し、更に 2017 年 6 月には、450MHz 帯、900MHz 帯、2.1GHz 帯、2.3GHz 帯において、携帯電話用として使用する場合、技術中立性が認められた。

MCIT は、2300MHz 帯と 2100MHz 帯のオークションを、それぞれ 2017 年 10 月に実施、10 月 17 日に Telekomsel が 2300-2330MHz の 30MHz を 1 兆 75 億

IDR で落札したと発表、次いで 11 月 1 日 Indosat Ooredoo が 1975-1980MHz/2165-2170MHz (ペア)、Hutchison 3 が 1970-1975MHz/2160-2165MHz(ペア)の 5MHz 幅×2 を、どちらも 4,231 億 IDR で落札したと発表した。

5G については、2019 年 11 月現在、MCIT が検討を続けている。近年、周波数の効率的使用が MCIT の課題となっており、2019 年 1 月から 4 月には 800MHz と 900MHz 帯で再編を実施した。5G で使用する 3.5MHz 帯も再編が必要とされている。

3 電波監視体制

無線周波数監視部 (Technical Implementation Unit of Radio Frequency Spectrum Monitoring) が電波干渉の監視等を所掌しており、全国 37 の市で電波監視を実施している。これらは以下の 4 種類に分類される。

- ①周波数監視センタークラス I
- ②周波数監視センタークラス II
- ③周波数監視地方支部
- ④周波数監視ポスト

4 電波利用料制度

電波利用料 (Biya Hak Penggunaan : BHP) については、「大統領令 2000 年第 53 号」第 29 条から第 31 条で規定されており、詳細は「通信情報大臣規則 2009 年第 7 号改正 2010 年第 76 号」及び「通信情報大臣規則 2005 年第 19 号改正通信情報大臣規則 2010 年第 24 号」に定められている。利用料金額は、周波数帯、帯域幅、カバレッジ、場所、市場動向、送信出力等を基に計算される。また課金は年単位で行われており、支払方法は前払いが原則となっている。

III 周波数分配状況

周波数分配表 (TABEL ALOKASI SPEKTRUM FREKUENSI RADIO INDONESIA) は、通信情報省・情報通信資源管理局が策定し、大統領の承認を受ける。なお、軍事用の周波数については軍の管理下にあり、周波数分配表には記載されない。

最新版 「インドネシア共和国通信情報技術大臣規則 2018 年 13 号」は以下の URL。

・
https://jdih.kominfo.go.id/produk_hukum/view/id/619/t/peraturan+menteri+komu-ni-

kasi+dan+informatika+nomor+13+tahun+2018+tanggal+27+september+2018